



# 宮 崎 県 公 報

平成28年12月22日 (木曜日) 第 2856 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (障がい福祉課) 2
- 民有林の保安林の指定予定 (4 件) …………… (自然環境課) 2
- 林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (森林経営課) 3

頁

- 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (3 件) …………… ( “ ) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 5

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… ( “ ) 6

### 選挙管理委員会告示

- 宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

### 内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 833号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203986	訪問介護事業所華陽	宮崎県都城市郡元四丁目9番地8	合同会社慈信	宮崎県都城市郡元四丁目9番地8	平成28年11月1日	訪問介護
4570302564	訪問介護事業所たたら	宮崎県延岡市古川町365番地	株式会社エス・ツ	宮崎県延岡市別府町4079番地	平成28年11月1日	訪問介護
4570500969	訪問介護ステーションジリーノ	宮崎県小林市野尻町東麓1208番地2	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	平成28年11月1日	訪問介護
4572001669	訪問介護ステーション煌	宮崎県児湯郡木城町椎木1764番地	株式会社煌コーポレーション	宮崎県児湯郡木城町椎木1764番地	平成28年11月1日	訪問介護

### 宮崎県告示第 834号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203986	訪問介護事業所	宮崎県都城市郡元	合同会社慈信	宮崎県都城市郡元	平成28年11月1日	介護予防訪問介

	華陽	四丁目 9 番地 8		四丁目 9 番地 8		護
4570500969	訪問介護ステーションジリーノ	宮崎県小林市野尻町東麓1208番地 2	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	平成28年11月 1 日	介護予防訪問介護
4572001669	訪問介護ステーション煌	宮崎県児湯郡木城町椎木1764番地	株式会社煌コーポレーション	宮崎県児湯郡木城町椎木1764番地	平成28年11月 1 日	介護予防訪問介護
4570600561	介護付有料老人ホームほそしま	宮崎県日向市日知屋古田町11- 1	有限会社共栄調剤薬局	宮崎県延岡市柳沢町 2 丁目 3 番地 2	平成28年11月 1 日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 835号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500423	三和ケアサービス	宮崎県小林市本町94	三和交通株式会社	宮崎県小林市本町94	平成28年11月 1 日	訪問介護

宮崎県告示第 836号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500423	三和ケアサービス	宮崎県小林市本町94	三和交通株式会社	宮崎県小林市本町94	平成28年11月 1 日	介護予防訪問介護
4570400723	デイサービスセンター杉の湯荘	宮崎県日南市北郷町大藤2761	社会福祉法人善興会	福岡県北九州市八幡東区前田二丁目16番 8 号	平成28年11月30日	介護予防通所介護
4570400822	デイサービス友	宮崎県日南市吾田西 1 丁目12番地22号	株式会社しあわせカンパニー	宮崎県日南市中央通 2 丁目 1 番 8 号	平成28年11月30日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 837号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーション湯癒亭	児湯郡川南町	児湯郡川南町大字川南13675番地 83 恵比寿	児湯郡川南町大字平田2379番地 1	平成26年 3 月15日

ガーデン 1  
02号

宮崎県告示第 838号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字土草58 56- 1、字野入6290- 1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 839号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字富士上ノ久保 401-1

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 840号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字立野乙3282-34、乙3282-39

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 841号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字荒齊 5281-6

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 842号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1113	都城森林組合	生産事業者の住所	都城市姫城町40 27番地 3	都城市早鈴町50 85番地
		事業所の名称及び所在地	都城森林組合西 岳支所 都城市高野町37 79  都城森林組合中 郷支所 都城市安久町49 52番地 4	都城森林組合 都城市早鈴町50 85番地

#### 宮崎県告示第 843号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字赤木	旧	7.9～ 38.0	515.2
			1718番3地 先から同郡 同町南郷水 清谷同字17 29番1地先 まで	新	18.9～ 80.8	480.0

**宮崎県告示第 844号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字 鏡洲字赤木 4269番33地	旧	5.5～ 14.9	157.2
			先から同市 同大字同字 4269番33地 先まで	新	9.5～ 23.1	157.2

**宮崎県告示第 845号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町藤の木字 古園西1163 番1地先から 同市同町 うそ越字田 野平字3079 番1地先ま	旧	6.9～ 8.2	13.5
				新	7.5～ 10.5	13.5

			で			
--	--	--	---	--	--	--

**宮崎県告示第 846号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
372	県道	塩路佐 土原線	宮崎市佐土 原町下那珂 字下ノ山29 40番 176地	旧	10.7～ 22.6	301.7
			先から同市 同町下那珂 同字2940番 441地先ま で		12.6～ 32.6	301.7
			新	10.7～ 22.6	301.7	

**宮崎県告示第 847号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字赤木 1718番3地 先から同郡 同町南郷水 清谷同字17 29番1地先 まで	平成28年12月22日

**宮崎県告示第 848号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年 1 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡洲字赤木4269番33地先から同市同大字同字4269番33地先まで	平成28年12月22日

**宮崎県告示第 849号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月22日から平成29年1月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町藤の木字古園西1163番1地先から同市同町うそ越字田野平子3079番1地先まで	平成28年12月22日

**宮崎県告示第 850号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成20年宮崎県告示第646号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	三ヶ村1	II-1-7666	急傾斜地の崩壊
	三ヶ村2	II-1-7667	急傾斜地の崩壊
	三ヶ村3	II-1-7668	急傾斜地の崩壊

三ヶ村4	II-1-7669	急傾斜地の崩壊
------	-----------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス川南店  
児湯郡川南町大字川南 13569-1他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年8月9日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,703㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
敷地東側及び南側 60台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗建物東側 10台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗建物南西側 27.0㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内南西側 9.0㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地南東側及び北東側
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 届出年月日  
平成28年12月8日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成28年12月22日  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
  - 変更する事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称  
(変更前) 東京センチュリーリース株式会社  
(変更後) 東京センチュリー株式会社
  - 変更の年月日  
平成28年10月1日
  - 変更する理由  
商号変更のため
  - 届出年月日  
平成28年12月8日
  - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

- 宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
平成28年12月22日から平成29年4月24日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年12月5日現在次のとおりである。

平成28年12月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,516人

### 内水面漁場管理委員会指示

#### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成28年12月22日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一 洋

- 増殖義務  
平成29年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。  
ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。
- こい、おいかわ及びうぐいの増殖  
1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。
- 実施状況及び実績報告の義務  
漁業権者は、平成29年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成30年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。
- その他  
この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)													
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい		
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)	
内共第 1号	北川	代表 東海漁業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は	3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は	3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	88		20			1,200		10	又は	2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は	10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	50		36	1,800				5	又は	1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,200	15					4	又は	800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は	28,000	1,100	又は	330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	21		16	1,000				20	又は	4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	12		4	400				4	又は	800				
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	4	400	7					6	又は	1,200			4,000	
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150		108	12,000		19,000		25	又は	5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226		160	16,000		22,800		25	又は	5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		900	20					5	又は	1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は	30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁業協同組合	64		40					50	又は	10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	12		10					25	又は	5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	600	20	5,000		1,200							10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	138		41	2,800				300	又は	60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	25		35	1,000				10	又は	2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10					5	又は	1,000				
内共第 21号	御池	小林高原野尻漁業協同組合	10	500	30			1,200					1,000	又は	300	3,000

## ＜放流する魚種の体長・体重＞

- |         |              |          |                     |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ   | 体重 3～10グラム   | 6. うぐい   | 体重 5グラム以上           |
| 2. ふな   | 体重 5グラム以上    | 7. おいかわ  | 体重 1グラム以上           |
| 3. うなぎ  | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg)  |
| 4. やまめ  | 体重 5～10グラム   |          | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上   | 9. わかさぎ  | 体重 5グラム以上又は発眼卵      |

--	--